

定期検査基準技術資料 各種乗場戸施錠装置 2015年9月版



本書の記載内容は予告なく変更される場合があります。最新版につきましては弊社ホームページ (URL: <http://www.oesc.co.jp/Pages/Home.aspx>) をご確認ください。


Copyright © 2016 Otis Elevator Service Company All rights reserved.


このマニュアルに関するすべての著作権および知的所有権は、オーチス・エレベーターサービス株式会社(OESC)に帰属する。OESC 社員または同社正規代理店が、OESC の利益を目的としてのみ使用するものとする。形式や目的を問わず、OESC の許可なくこれを複製・翻訳・複写したり、データ処理ユニットに保存することは著作権の侵害とみなされ、法的措置の対象となる。


内容


0	はじめに	3
1	乗場戸施錠装置の係合部分に関する判定基準	4
1.1	OT 型インターロック装置の判定基準	4
1.2	IL-01 型インターロック装置の判定基準	5
1.3	ES 型インターロック装置の判定基準	6
1.4	SD 型インターロック装置の判定基準	7
1.5	SD 型(防爆使用 EV 向け)インターロック装置の判定基準	8
1.6	Fermater 型 (FL) インターロック装置の判定基準	9
1.7	Varidor30 型インターロック装置の判定基準	10
1.8	QKS9 型インターロック装置の判定基準	11
1.9	NDR-24N 型インターロック装置の判定基準	12
1.10	IL-31/32/33 型インターロック装置の判定基準	13


0 はじめに


 本書は、昇降機検査制度の改正に伴い、弊社製昇降機の定期検査に関する基準及び技術情報などの情報を開示することによって、判定を正確に行って頂く為の技術資料(以下、本書という。)です。
ここで検査者とは、国土交通大臣が定める資格、建築士または昇降機検査資格者であり、弊社製昇降機の所有者様(以下、所有者という。)から定期検査の実施を委託された者としてします。


 検査者は、検査実施の際には事前に必ず弊社ホームページ (<http://www.oesc.co.jp/Pages/Home.aspx>) に掲載する本書をご確認頂き、注意事項や検査基準を厳守ください(弊社ホームページ上に掲載する本書の記載内容は事前の予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください)。

 所有者及び管理者の方は安全上の理由により、むやみに昇降路や運転中の機械室に立ち入らないでください。

 定期検査実施の際は、検査の対象機器、機種、型式等をよく確認の上、実施ください。
なお、型式等が確認できない場合は、調査確認事項を調査の上、問合せ先にご連絡ください。




 また、本資料に記載のない対象機器、機種、型式等は、告示に定める検査方法で判定してください。

 本書に記載されている機器形状は、代表的なものですので実際の機器とは異なる場合があります。

 本書は、所有者及び検査者が適切な定期検査の実施及び安全確保の目的で利用する場合に限り、閲覧、使用できます。

 当社は、検査者が本書の不適切な理解に基づく判断等に起因する事故については一切責任を負いません。

本書で使用される安全シンボルマークと用語

- | | | |
|----|---|---|
| 危険 |  | このシンボルマークは人への損傷の危険性が高いことへの注意を意味します。 |
| 警告 |  | このシンボルマークは人への損傷または多大な物損の危険性への警告を意味します。
警告は常に従わなくてはなりません。 |
| 注記 |  | このシンボルマークは使用するための重要な指示への注意を意味します。 |

問合せ先 : オーチス・エレベータサービス株式会社 保守営業統括部
FAX番号 : 03-5646-5371
メールアドレス : Inspection@oesc.jp

1 乗場戸施錠装置の係合部分に関する判定基準

1.1 OT 型インターロック装置の判定基準

a) 検査方法

インターロック装置係合部分の隙間及びかかり代を計測し、判定基準値に基づき判定する。
また、亀裂・欠け・変形の有無を確認する。

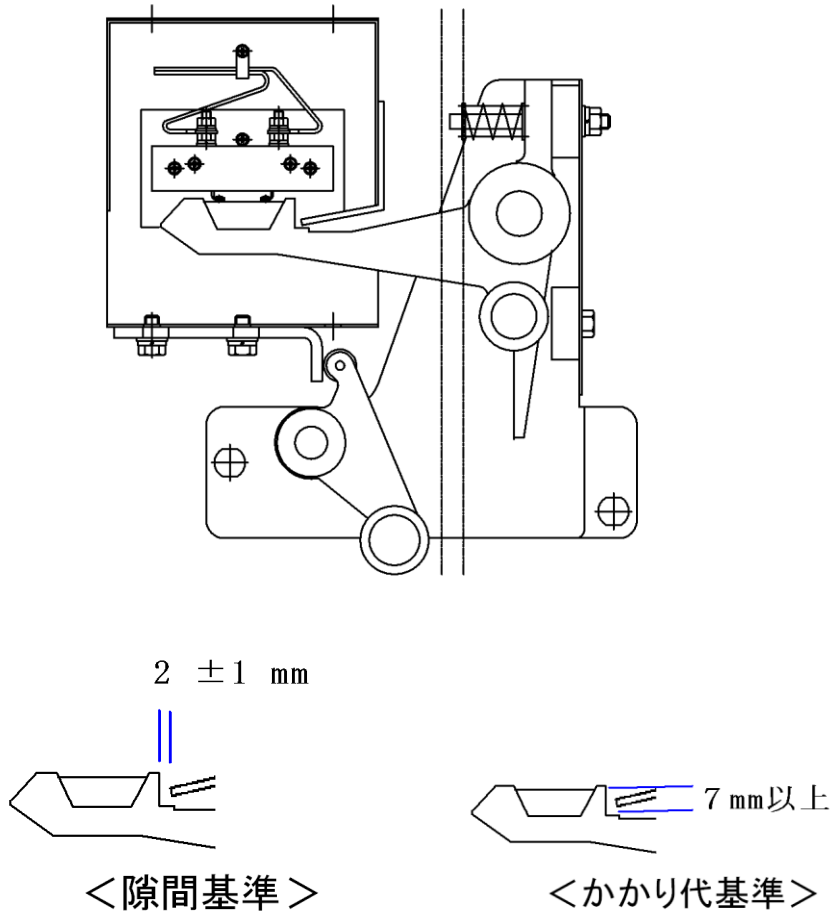


図 1-1 OT 型インターロック装置図

b) インターロック装置係合部分の判定基準



表 1-1 OT 型基準

箇所	基準(単位:mm)		
	要重点点検	要是正	交換基準
係合部分	—	—	亀裂、欠け、変形がある
かかり代	なし	7 mm 未満	—

1.2 IL-01 型インターロック装置の判定基準

a) 検査方法

インターロック装置係合部分の隙間及びかかり代を計測し、判定基準値に基づき判定する。
また、亀裂・欠け・変形の有無を確認する。

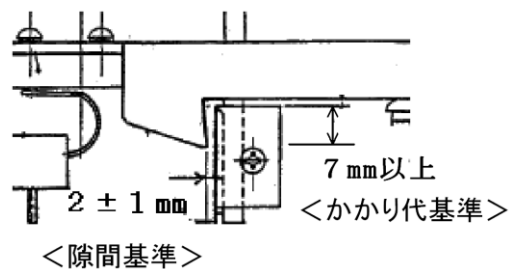
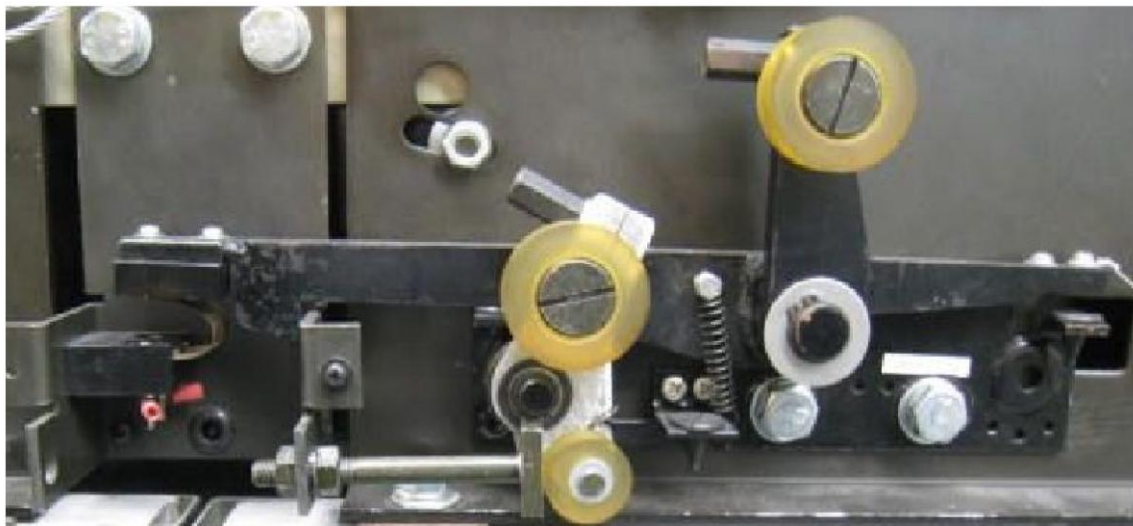


図 1-2 IL-01 型インターロック装置図

b) インターロック装置係合部分の判定基準



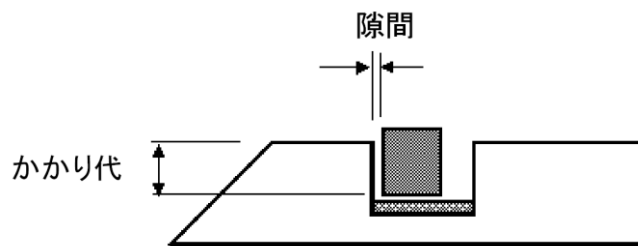
表 1-2 IL-01 型基準

箇所	基準(単位:mm)		
	要重点点検	要是正	交換基準
係合部分	—	—	亀裂、欠け、変形がある
かかり代	なし	7 mm 未満	—

1.3 ES 型インターロック装置の判定基準

a) 検査方法

インターロック装置係合部分の隙間及びかかり代を計測し、判定基準値に基づき判定する。
また、亀裂・欠け・変形の有無を確認する。



隙間基準：2mm ±1 かかり基準：7mm 以上

図 1-3 ES 型インターロック装置図

b) インターロック装置係合部分の判定基準



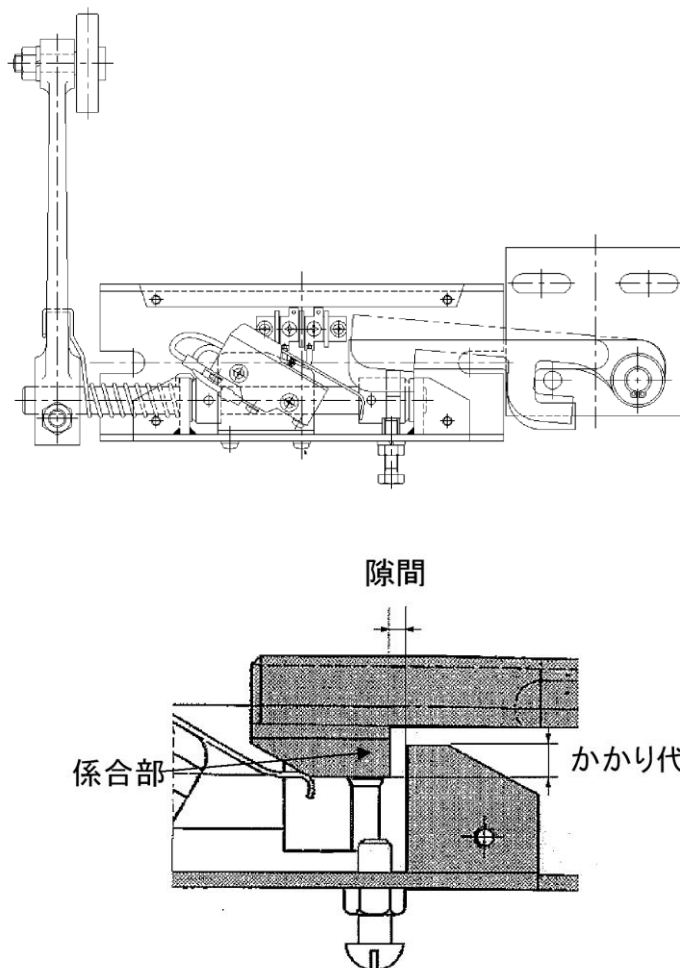
表 1-3 ES 型基準

箇所	基準(単位:mm)		交換基準
	要重点点検	要是正	
係合部分	-	-	亀裂、欠け、変形がある
かかり代	なし	7 mm 未満	-

1.4 SD 型インターロック装置の判定基準

a) 検査方法

インターロック装置係合部分の隙間及びかかり代を計測し、判定基準値に基づき判定する。
また、亀裂・欠け・変形の有無を確認する。



隙間基準： 2 mm ±1 かかり代基準： 6mm 以上

図 1-4 SD 型インターロック装置図

b) インターロック装置係合部分の判定基準



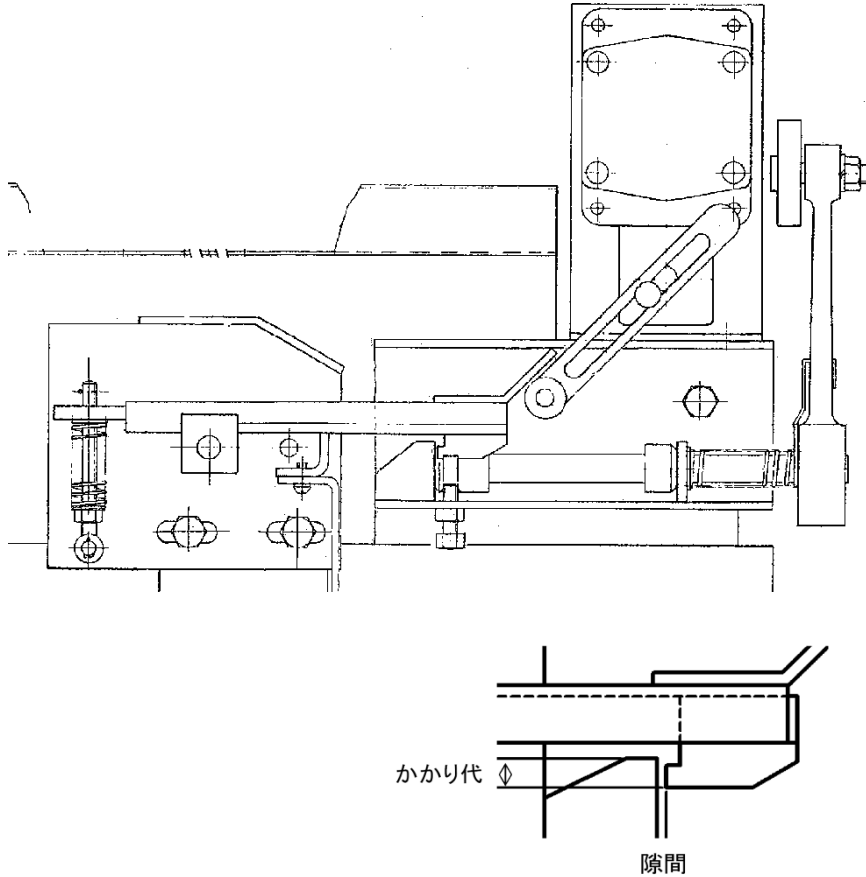
表 1-4 SD 型基準

箇所	基準(単位:mm)		
	要重点点検	要是正	交換
係合部分	-	-	亀裂、欠け、変形がある
かかり代	なし	6 mm 未満	-

1.5 SD 型(防爆使用 EV 向け)インターロック装置の判定基準

a) 検査方法

インターロック装置係合部分の隙間及びかかり代を計測し、判定基準値に基づき判定する。
また、亀裂・欠け・変形の有無を確認する。



隙間基準: 2 mm ±1 かかり代基準: 6 mm 以上

図 1-5 SD 型(防爆使用 EV 向け)インターロック装置図

b) インターロック装置係合部分の判定基準

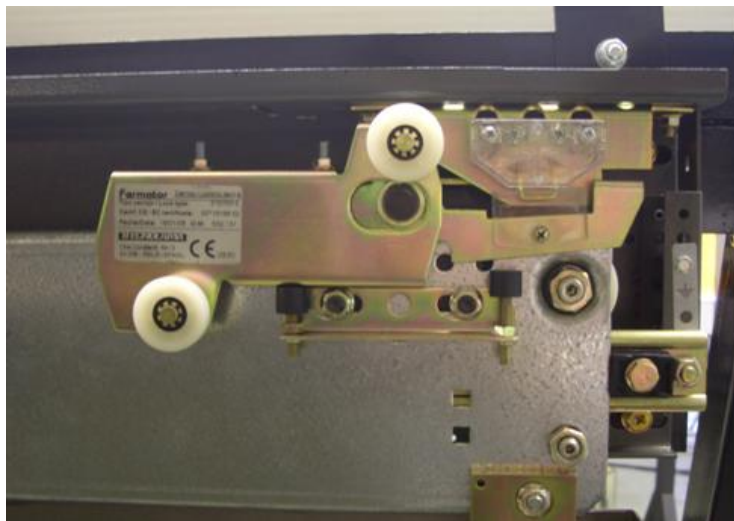
表 1-5 SD 型(防爆仕様EV向け)基準

基準(単位:mm)			
箇所	要重点点検	要是正	交換基準
係合部分	なし	なし	亀裂、欠け、変形がある
かかり		6 mm 未満	

1.6 Fermater 型 (FL) インターロック装置の判定基準

a) 検査方法

インターロック装置係合部分の隙間及びかかり代を計測し、判定基準値に基づき判定する。
また、亀裂・欠け・変形の有無を確認する。



隙間基準: 1 mm +1/-0

かかり代基準: 7 mm 以上

図 1-6 Fermater 型インターロック装置図

b) インターロック装置係合部分の判定基準



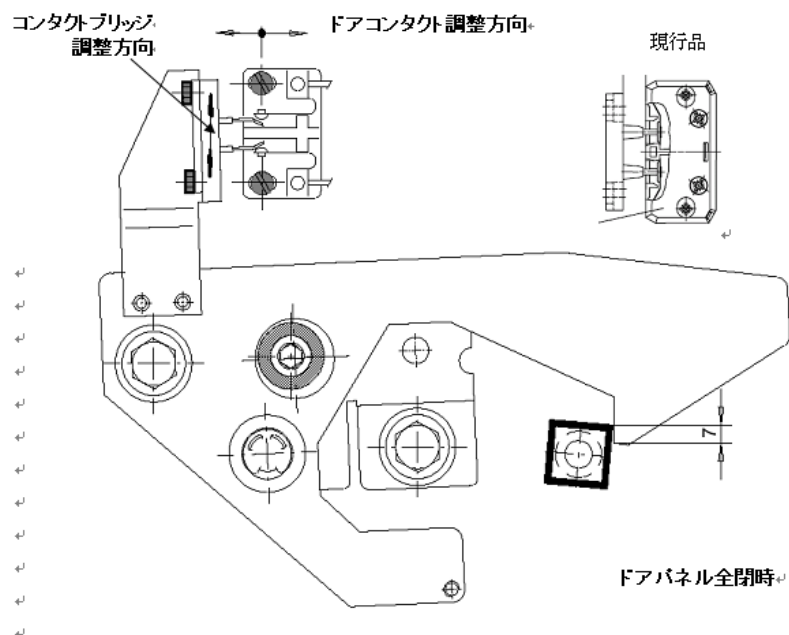
表 1-6 Fermater 型基準

箇所	基準(単位:mm)		交換基準
	要重点点検	要是正	
係合部分	—	—	亀裂、欠け、変形がある
かかり代	なし	7 mm 未満	—

1.7 Varidor30 型インターロック装置の判定基準

a) 検査方法

インターロック装置係合部分の隙間及びかかり代を計測し、判定基準値に基づき判定する。
また、亀裂・欠け・変形の有無を確認する。



隙間基準： 2 mm ±1 かかり代基準： 7 mm 以上

図 1-7 Varidor30 型インターロック装置図

b) インターロック装置係合部分の判定基準



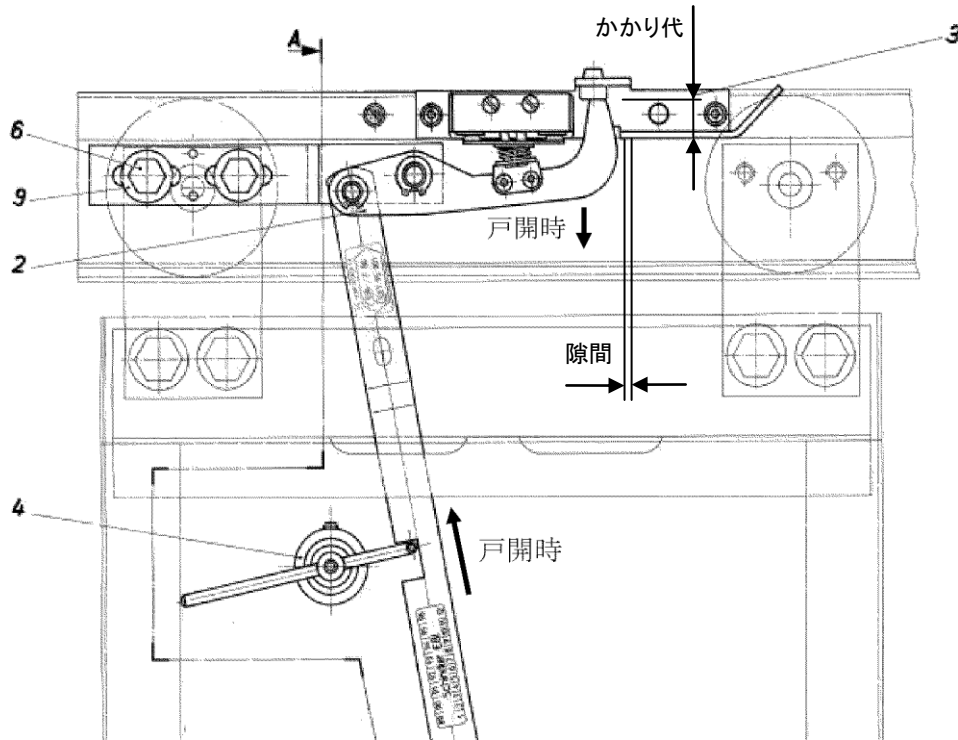
表 1-7 Varidor30 型基準

箇所	基準(単位:mm)		
	要重点点検	要是正	交換基準
係合部分	—	—	亀裂、欠け、変形がある
かかり代	なし	7 mm 未満	—

1.8 QKS9 型インターロック装置の判定基準

a) 検査方法

インターロック装置係合部分の隙間及びかかり代を計測し、判定基準値に基づき判定する。
また、亀裂・欠け・変形の有無を確認する。



隙間基準: 2 mm ±1 かかり代基準: 7 mm 以上

図 1-8 QKS9 型インターロック装置図

b) インターロック装置係合部分の判定基準



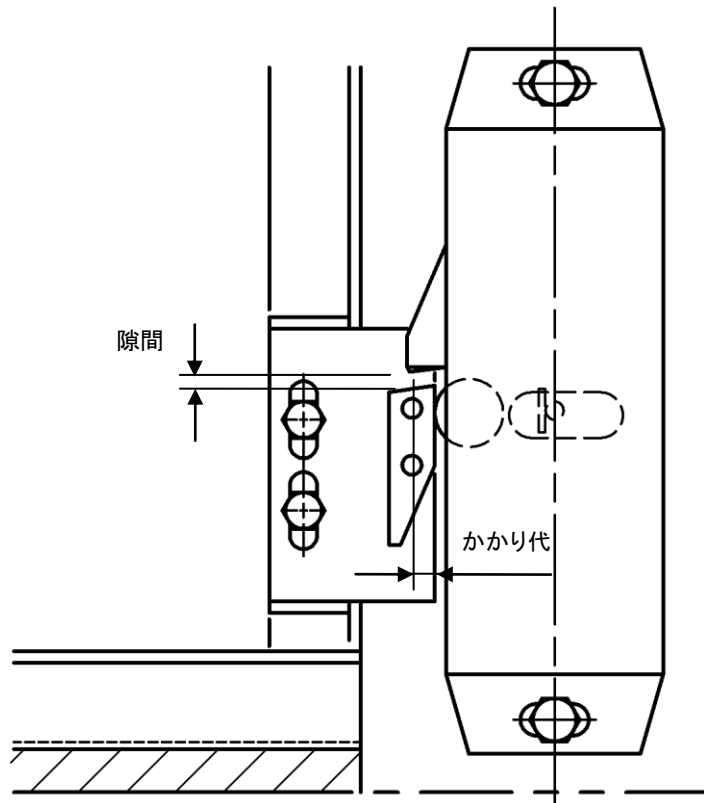
表 1-8 QKS9 型基準

箇所	基準(単位:mm)		交換基準
	要重点点検	要是正	
係合部分	—	—	亀裂、欠け、変形がある
かかり代	なし	7 mm 未満	—

1.9 NDR-24N 型インターロック装置の判定基準

a) 検査方法

インターロック装置係合部分の隙間及びかかり代を計測し、判定基準値に基づき判定する。
また、亀裂・欠け・変形の有無を確認する。



隙間基準： 6～12 mm かかり代基準： 8 mm 以上

図 1-9 NDR-24N 型インターロック装置図

b) インターロック装置係合部分の判定基準



表 1-9 NDR-24N 型基準

箇所	基準(単位:mm)		
	要重点点検	要是正	交換基準
係合部分	—	—	亀裂、欠け、変形がある
かかり代	なし	8 mm 未満	—

1.10 IL-31/32/33 型インターロック装置の判定基準

別添「JES000106 定期検査基準技術資料 NEU」を参照する。

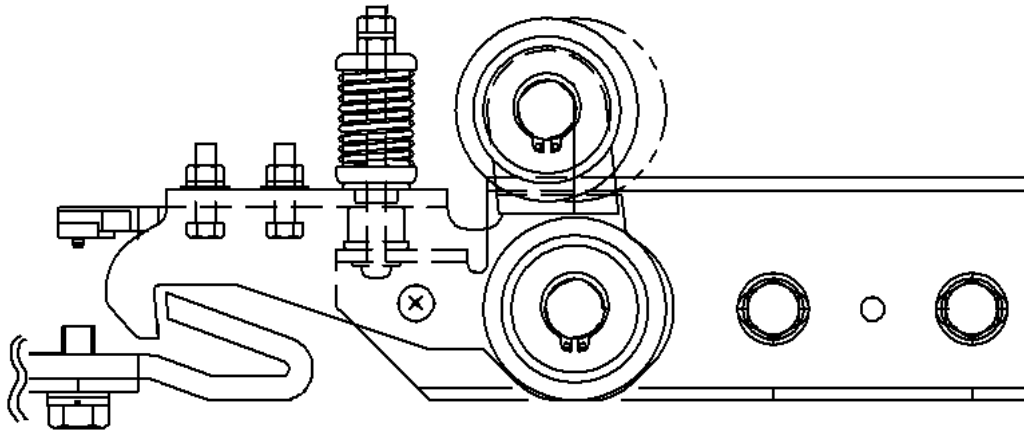


図 1-10 IL-31/32/33 型インターロック装置図